

業務用自転車 傷害補償制度のご案内

◆普通傷害保険 交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約セット◆

自転車搭乗中のおケガの補償もご加入いただけるようになりました！

◆自転車搭乗中限定プラン

あらかじめ防犯登録番号等で自転車を指定し、その自転車に乗っている方がおケガをされた場合に補償します。

1台当たり年間

2,980 円

(上記は、団体割引適用なしの保険料です。)



普通傷害保険 交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約セット

入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	5,000 円
手術保険金 (1事故につき1回)	手術時の入院の有無に応じて 入院中 5 万円・入院中以外 2.5 万円
通院保険金日額 (1事故につき90日限度)	1,500 円
後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	501.6 万円～約 20.0 万円
死亡保険金	501.6 万円

※このプランは、10台以上からご契約をお引受けします。

◆自転車搭乗中限定プランの特色

- ◆補償対象となる自転車を特定し、当該自転車に搭乗中に被ったおケガを補償します。
- ◆被保険者(保険の対象となる方)は、特定された自転車に搭乗している方(無記名)とします。
- ◆入院・通院保険金は1日目から日額補償します。
- ◆保険金は労災認定を待たずにお支払いします。
- ◆業務用自転車傷害補償制度は、賠償責任保険制度とは別にご加入いただけます。
- ◆20 台以上の場合、団体割引(5%)の適用が可能です。

(注)特定された(補償対象となる)自転車に変更が生じた場合、速やかに取扱代理店までご連絡ください。
新たに取得した自転車の変更手続きが完了するまで補償対象となりませんのでご注意ください。

補償内容

特定された(補償対象となる)自転車に搭乗中に、被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合などに以下の保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて 180 日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病氣・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病氣により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●特に危険な運動中のケガ(ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて 180 日以内の入院が対象)	
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて 180 日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額×5	
通院保険金	ケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合には、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて 180 日以内の通院のうち 90 日限度) (※1)骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱などを固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および骨の固定の為に体内に挿入された器具は含みません。	

自転車搭乗中限定プラン以外にもご用意しています。

※業務用自転車 10 台未満の事業者さまなど向けに、補償対象となる方を特定するタイプの商品です。
以下の各プランの詳細は、お問い合わせいただいた際に取扱代理店にてご説明致します。
ご興味がありましたらお問い合わせください。

【交通事故限定補償プラン】 交通事故傷害危険のみ補償特約付傷害総合保険
あらかじめ補償対象となる方を特定し、その方が交通事故等にあった場合に補償するタイプです。

【24 時間補償プラン】 傷害総合保険
あらかじめ補償対象となる方を特定し、業務中、日常生活中問わず、その方が交通事故や交通事故以外のおケガにあった場合に補償するタイプです。

(注)このチラシでご案内のプランは、職業・職種等によってはお引受けできない場合がありますので、取扱代理店または引受保険会社へご照会ください。

 掲載プラン以外でのご契約も可能です。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。 また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

引受保険会社
AIG損害保険株式会社 神戸支店
〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 3-2-22
TEL. 078-570-4300
午前 9 時～午後 5 時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)
FAX. 078-570-4381
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは下記取扱代理店まで
取扱代理店(制度推進担当)
一般社団法人 自転車安全対策協議会 認定代理店
株式会社ベストインシュアランス業務用自転車傷害補償制度係
〒650-0034 神戸市中央区京町 75-1 京町栄光ビル 4 階
TEL. 078-332-7171
午前 9 時～午後 5 時半まで(土・日・祝日・年末年始を除く)
FAX. 078-332-6887